		計画書		
大津港	胡南都市計画地区計画中	、松が丘東地区地区計画を次のように変更する。		
	名称	松が丘東地区地区計画		
	位置	大津市松が丘一丁目、二丁目、三丁目の全部、 大津市松が丘四丁目、五丁目の一部		
	面積	約 26.3 h a		
	地区計画の 目標	当地区は、草津市を含めた土地区画整理事業施行中の区域の一部で、既に地区計画決定された青山地区の隣接地区である。この中で以下に掲げる土地利用、建築物整備に関する整備方針のもとに青山地区や周辺地域と調和した良好な住宅地を形成し保全することを目標とする。		
区域の	土地利用の 方 針	住宅地を低密度戸建専用住宅地区、戸建専用住宅地区、一般住宅地区と細分化る。		
整備	地 区 施 設 の整備方針	地区内の道路、公園、緑地については、当該土地区画整理事業により整備されるので、これら地区施設の機能の保持・保全を図る。		
・開発及び保全の方針	建築物の整備方針	1 低密度戸建専用住宅地区 低密度の独立住宅として、良好な居住環境を形成するため、用途純化、最低敷地規模の設定を行うとともに、地区にふさわしい景観を形成し維持するために、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さ、形態・意匠の制限、かき・さくの構造の制限、緑化率の最低限度を定める。 2 戸建専用住宅地区 独立住宅地区として、良好な居住環境を形成するため、用途純化、最低敷地規模の設定、壁面の位置の制限を行うとともに、地区にふさわしい景観を形成し維持するために、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物の高さ、形態・意匠の制限、かき・さくの構造の制限、緑化率の最低限度を定める。 3 一般住宅地区 住宅地区として、良好な居住環境を形成するため、用途純化を行うとともに、地区にふさわしい景観を形成し維持するために、壁面後退区域における工作物の設置の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さ、形態・意匠の制限、かき・さくの構造の制限、壁面の位置の制限、建築物の高さ、形態・意匠の制限、かき・さくの構造の制限、緑化率の最低限度を定める。		

	地区の区分	地区の 名称	低密度戸建 専用住宅地区	戸建専用 住宅地区	一般住宅 地 区
		地区の 面積	約 11.3ha	約 11.3ha	約 3.7ha
地区整備計画建築物等に関する事項		物のの制限	建築(1) 共 (2) 宅。 (3) を (3) を (3) を (3) を (3) を (4) に で (5) 数 的 の の に で (5) 数 的 の の に で (5) 数 的 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	長屋住宅で、2世帯住 長屋住宅で、2世帯住 この1以の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1	

			地区の	低密度戸建	戸建専用	一般住宅		
		地区の	名称	専用住宅地区	住宅地区	地区		
		区分	地区の面積	約 11.3ha	約 11.3ha	約 3.7ha		
		建築物の敷地 面積の最低限度		170 m²				
地	建							
	築							
区	物				建築物の外壁又	(1) 高さ 10m 以下の建築物の外壁又は		
	等	壁面の	の位置		はこれにかわる柱	これにかわる柱の面から敷地境界ま		
整		の#	钊 限		の面から敷地境界	での距離は 1.5m 以上とする。		
	に				までの距離	ただし、次の各号のいずれかに該当		
備	関				1.5m 以上とする。	する場合は適用しない。		
	す				ただし、次の各	①倉庫、物置その他これに類する用途に		
計	る				号のいずれかに該	供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、		
	事				当する場合は適用	床面積の合計が 5 ㎡以下のとき。		
画	項				しない。	②外壁等の中心線の長さの合計が3m以		
					①倉庫、物置その	下のとき。		
2	つ				他これに類する	(2) 建築施設のうち大規模な敷地を有		
()づき)	()づき)				用途に供し、軒	する建物(小学校、商業センター、集		
					の高さが 2.3m	合住宅等)で、その高さが 10m 以上		
					以下で、かつ、	である部分の壁面後退の距離は道路		
					床面積の合計が	境界線から 8m 以上とし、それ以外の		
					5 ㎡以内のとき。	敷地境界からは、5m 以上とする。な		
					②外壁等の中心線	お、高さが 10m 以下である部分の壁		
					の長さの合計が	面後退の距離は道路境界線から 5m以		
					3m 以下のとき。	上とすることができる。		
		1		<u>/</u>				

			地区の	低密度戸建	戸建専用	一般住宅		
		地区の	名称	専用住宅地区	住宅地区	地区		
		区分	地区の面積	約 11.3ha	約 11.3ha	約 3.7ha		
		壁面後退区域に おける工作物の 設置の制限 建築物等の高さ の最高限度		道路境界線から壁面の位置の制限により壁面後退した区域には、自動販売機を設けてはならない。				
				軒の高さは、7m以下とする。 建築物の高さは 15m 以下とする。				
ı		敷地の緑化率		敷地は 15%以上緑化するものとする。				
地	建築	建築物質	等の形態	(1) 建築物、門、塀及び物置等の色彩および形態は周辺の環境に調和し、かつ、 好な住宅地にふさわしいものでなければならない。				
区	物	又は意匠	どの制限	(2) 主たる建築物(の屋根の形状は、寄せ	せ棟や切妻、入母屋等の勾配屋根とし、園		
	等				の3以上とする。			
整	に		(3) 広告物(広告塔、広告板類等)のうち、次の各号を全て満足するもの以外					
備	関			ものは、建築物の表示又は築造設置してはならない。 ①土地所有権者等の自己の用に供するもの。				
7/用	す			② 全種の表示面積の合計(表裏)が一般住宅地区においては 3 ㎡以下、それ以				
計	る			外は1㎡以下と				
-	事			③周辺の調和を十分配慮したデザイン色彩のもの。				
画	項			(4) 宅地や擁壁、法面の高さ、形状は、車両および人の出入り口を設置する場合を除き、変えてはならない。				
のづき)	のづき			(5) 建築物及び工作物にあっては、擁壁の天端外端から垂直に立ち上がる線からはみ出してはならない。				
き き (6) 幹線道路沿いの宅地にあっては、幹線道路側に車両の出力ない。				線道路側に車両の出入口を設けてはなり				
		かき又は 構 造 の		かき又はさくを設置する場合は、次の各号のとおりとし、土塀、コンクリート 塀、板塀等にしてはならない。ただし、宅地地盤より天端高 40 cm以下の基礎石(コンクリート、ブロック等) はこの限りではない。				
			112 12	 (1) 宅地と道路(歩行者専用道を除く)との境界にあっては、門塀、門扉、ガレージ部分を除き生垣としなければならない。ただし、高さ1mを超える擁壁の部分については、生垣、パイプフェンス、又はネットフェンス等見通しを妨げない構造のものとする。 (2) 宅地と宅地の境界にあっては、生垣又はパイプフェンス、ネットフェンス等とする。ただし、半透明のパネル、格子状の板塀はこの限りではない。 				
	備	之	<u></u>					
		//	- 4.4.66					

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由

当地区は、開発段階より、地区計画に合わせ、建築協定及び緑化協定を締結することにより、良好な住環境を形成してきた地域であるが、当該協定が有効期間を満了し、効力を失効する。そのため、この機会に、地区計画を見直し、変更することで、今後も、良好な住環境を保全することを目指す。